

## 主基田抜き穂の儀・住民監査請求意見陳述書

請求人代表 A

本件監査請求の対象となる三件の宗教儀式への府知事らの参列の違法性（違憲性）判断の手掛かりとなる同種の裁判例について、その注意点を述べる。

本件が問題にしている二〇一九年の天皇代替わり諸儀式の違憲違法性について、直接参考になる裁判例が二件存在する。ひとつは、一九九〇年九月二一日に大阪地裁に提訴された『即位の礼・大嘗祭』違憲訴訟（以下、「大阪即大訴訟」）、もう一つは一九九一年一月二五日に大分地裁に提訴された「大分抜き穂の儀違憲訴訟」である。

①三件の儀式が宗教儀式であることには争いが無い。

初めに確認すべきことは、本件監査請求が問題としている三件の儀式、すなわち、「主基田抜き穂の儀」「新穀献納の儀」「大嘗宮の儀および主基殿供餞の儀」のいずれもが、宗教儀式であることには疑問の余地がない。大阪即大訴訟において、原告らに損害がないとしたのも、大分抜き穂の儀判決が目的効果基準を用いたのも、これら儀式が宗教儀式であることを前提して、損害がないとか、かかわりの程度は許される限度だとしたのである。当該儀式が宗教儀式であることは当然の前提とされている。

②大阪即大訴訟が原告敗訴であったことについて―違法であっても損害

がない？

同訴訟は、原告らから国に対する損害賠償請求であったため、原告らには違憲違法な国費支出であっても「損害がない」として請求が棄却されている。また、地裁判決においては、損害がないという前提から、違法性の判断自体が避けられてしまっている。このことは、国が違憲違法行為を犯してもそれを住民が正すことができない、あるいは、極めて難しい事態を招くので、改善が望まれることではある。

しかし、本請求において請求人らは単に違憲違法な支出の是正を求めているだけであるから、監査人においては、請求人らの「損害」などということには全く関心を払わずとも、同判決に基づき明確な監査結果が出せると思われる。

③大分抜き穂の儀違憲訴訟において、知事らの参列が違憲違法であるとされなかったことについて―目的効果基準とは何か―

三十年前に主基田に占定された大分県において違憲訴訟が提訴され、違憲性がないとの判断がされた（二〇〇二年七月九日、最高裁第三小法廷）。知事らが参列した儀式が宗教儀式であることについては、地裁高裁も含めて当然それを認定しているのである。なぜ参列は違法ではないと判断されたのだろうか。それは、知事らの参列の「目的は、地元で開催される天皇の即位に伴う皇室の伝統的儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇に対する社会的儀礼を尽くすというものである」と認められ、その効果も、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるよ

うなものである」と認められる。したがって、被上告人らの主基田の儀への参列は、宗教とのかかり合いの程度が我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められず、憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではないと解するのが相当である」と判断されたからである。

この判断の根拠になっているのは、津地鎮祭違憲訴訟の最高裁判決（一九七七年七月一三日大法廷判決）以来、何度か繰り返されてきた、政教分離規定を有名無実化する緩和規定、いわゆる「目的・効果基準」である。しかし、この基準については、そもそもどういう場合にこうした緩和を行う必要があるのか、目的や効果の判定が「我が国の社会的、文化的諸条件に照らし」とされていることに客観的な法的規範性があるのかなどと、さまざまな批判があった。憲法第二十条は第三項に政教分離を規定し「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」としている。目的効果基準は、これの例外を認めるものだから、宗教団体創立の私学への助成金などのようにそれをも禁止すればかえって法の下の平等に反するというようなことがない限り使用してはならないものと言うべきである。ところが、これまでこの基準を用いた判決はそうした必要性のないものばかりであった。

そして、ついに、自治体の政教分離違反の利益供与・財政支出に関して、目的効果基準を用いることのない新しい憲法判断が最高裁によって示された（北海道砂川市政教分離違憲訴訟<sup>知太神社事件</sup>、二〇一〇年一月二〇日、最高裁判所大法廷）。その後、目的効果基準はそれ自体を廃すべきであるとの研究論文も複数発表されている。二〇一〇年判決に示された基準に従えば、本件支出は当然のこと、大分県における支出も違法とされたは

ずである。

#### ④結論―監査人に求められること

以上、述べてきたことは、私の意見というよりは、むしろ公知の事実である。そこで、これを踏まえて、意見を述べる。

私たちが問題にしている事件は、天皇の代替わりに関連している。天皇の代替わりに関しては、違憲のオンパレード（憲法学者横田耕一氏）が生じてしまう。なぜだろうか。それは、現憲法の中の天皇というものに、必然的な矛盾があるからである。今回の代替わりは、前天皇アキヒトさんのいわゆる生前退位要望から始まっている。この要望は、「世襲」と定める第二条と矛盾しないだろうか。そして、世襲されるナルヒトさんが皇位につくことは、職業選択の自由と国籍離脱の自由を規定する第二条に反しないだろうか。そして、彼の姪御さんが結婚に苦労されているようだが、これは、婚姻に際して、当人の合意以外に基づくものを認めない第二十四条に反していないだろうか。

また、この間の代替わりに際してなされる、そして、本件請求が問題としている宗教儀式が、当人たちの私的な行為として行われたいとしたり、信教の自由を保障する第二十条や第八十九条に反しないだろうか。当人たちからも、私的にやりたいというような声も聞こえていたのである。

私は、自らや、監査人諸氏が享受しているこうした基本的人権・市民権から、彼らが排除されているのではないかとすることに心を痛めている。したがって、この状態を糾すことは、自らの権利を守ることと同時に、個人として人間としての責務であると考えている。

象徴天皇なるものが何を意味しているかは意見の分かれるところだとしても、それが帝国憲法で規定された神権天皇でないということについては異論はないと思われる。天皇自体が神性・宗教性を帯びていることを明示する儀式が登極令に定められた代替わり諸儀式である。登極令の制定は一九〇九年(明治四二)であり、当然のことながら神権天皇でない象徴天皇には相応しくない。だから、これらの儀式に参列することを単なる「社会的儀礼」の範囲内と認定することはけっしてできないのである。にもかかわらず、日本国憲法下で二度にわたってこの違法が押し通されているのである。宗教的なものにかかわる基本的な態度は、漠然とした恐れと敬意である。漠然としているのは、宗教経験が通常の経験と異なるからである。というよりは、通常を経験を超越しているものを宗教と定義するのだと言う方がわかるかもしれない。また、宗教は単に個人の内面に存するのではなく、集団の統合や苦痛の慰藉などの社会的機能を有している。だから、この漠然としていると同時に超越的なものは、時には極めて強い社会的影響をもたらす。戦前に大きな力を持ったいわゆる国家神道が、本来自分のために生きる個人に皇国のために死ぬことを至上の価値とさせてしまったことがその典型である。天皇に神性・宗教性を帯びさせることによって生じた漠然とした恐れと尊重が人びとに同調を強いるからである。その反省から、本来自分のために生きる基本的人権を侵害させないために、日本国憲法は、厳格な政教分離規定を持った。だから、天皇というものをめぐる様々な宗教性を私的な領域にとどめて、国や自治体とのかかわりを断つことは、皇室に属する人、それ以外の日本国籍を有する人、日本国籍を有しないで京都府などに暮らす住民などの、すべての人の安全を守ることになる。

地方自治法に定める監査請求人になる資格を、単に「住民」として、これらすべての人を対象としていることにかんがみて、監査人には適切な監

査を行っていただくようお願いする。上述の判断基準に従えば、本件支出は当然違法であり、これを放置することは誰のためにもならず、適切に監査がなされれば、すべての住人の役に立つ。

二〇二〇年九月八日

## 主基田抜き穂の儀・住民監査請求意見陳述書

請求人 B

陳述人の専攻分野は、ドイツ現代政治・平和研究である。

近代国家成立後、日本はドイツを「政略に秀で、文化が整い、そして軍事能力が高い」<sup>1</sup> 国として、急速な富国強兵路線と帝国主義化の模範とした。一九三〇年代には民主主義を原理的に否定するファシズムに傾斜し、第二次大戦で無条件降伏を余儀なくされた。こうした類似の足跡にもかかわらず、今日の日独は対照的な立ち位置にある。

ドイツは、近隣諸国との和解を達成し、欧州地域統合の中核的な役割を果たしている。これに対し日本は、今なお周辺諸国との良好な関係を築けていない。この点について、シュミット元西独首相は、「日本の友人は、世界にわずかしかない。・・・決定的なのは、日本人が征服や犯罪行為を あつたこととして認め、それを遺憾に思うことができないところにある」と喝破している。<sup>2</sup>

日本人の戦争責任意識の欠如について、米国の歴史学者ダワーは、「天皇の責任について、アメリカ人が単に見ぬふりをしただけでなく、否定さえしたために、「戦争責任」という問題の全体が、ほとんど冗談にな

ってしまった。その人の名において、二〇年にわたり帝国日本の外交・軍事政策が行われてきた、まさにその人物が、あの戦争の開始や遂行に責任を問われないとしたら、普通の人々について戦争責任をうんぬんしたり、普通の人間が自分自身の戦争責任を真剣に考えるべきだなどと、誰が思うであろうか」と端的に指摘している。<sup>3</sup>

この問題は、戦争責任に関し「そういう言葉のアヤについては、文学方面はあまり研究もしていないので、お答えができません」（一九七五年十月三十一日）という言い逃れで済ませようとした昭和天皇個人あるいはその時代で終わらせることはできない。ドイツが今なお、加害者の処罰、被害者の補償、刑罰や教育による人権侵害・民族殺戮の再発防止に取り組んでいるように、「過去の克服」は未決の現在進行形なのである。

そうした自国の過去への批判的な眼差しは、決して「自虐」ではない。ナチズムへの反省は、二〇〇三年米英による対イラク侵略戦争への強い批判や、二〇一五年大量の難民を迎える「歓迎文化」を生み出した。つまり、過去と正面から向き合うことで、今日のドイツには新たなアイデンティティが形成され、それが世界から多大の信頼を集めているのである。

旧枢軸国に対する非軍事化・民主化政策の一環として、一九四五年一月一五日、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）が日本政府に発した「神道指令」は、言うまでもなく、国家神道が日本の超国家主義・軍国主義の源泉であり、世界平和に敵対するとの見地から、神道を国家から分離し、

\*1 『現代語訳 特命全権大使 米欧回覧実記』第3巻、ヨーロッパ大陸編上、慶応義塾大学出版会、2005年、345頁。

\*2 ヘルムート・シュミット『大国の明日』朝日新聞社、2006年、148頁。

\*3 ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて―第二次大戦後の日本人』増補版、上、岩波書店、2004年、12頁。

平和的・民主的な日本を構築することを目的とした。その根底には、国家神道が、日本国民の意思決定の依存的性格を強め、個人の責任という概念を希薄化したという問題意識があった。つまり「政教分離」の問題は、単なる法的解釈の次元ではなく、日本人の精神構造の問題として捉えられねばならないのである。

政治学者の丸山眞男は「軍国支配者の精神形態」で「無責任の体系」を析出したが、「既成事実への屈伏」と「権限への逃避」により指導者たちが自己弁解するさまは、二〇一一年の福島第一原発事故でもこの見事に再現された。今般のコロナ禍でも、オリンピック優先による感染拡大の放置、休業補償を伴わない自粛要請、感染再拡大の中での「GOTOキャンペーン」等々、日本に住む者は、「非合理的決断の膨大な堆積」の前で途方に暮れている。

しかもこの国では、感染者が出た大学に脅迫電話をかけたり、営業を続ける飲食店に嫌がらせをしたりする、「自粛警察」という草の根ファシズム現象が吹き荒れている。大きな権力・権威を後ろ盾にして他人を攻撃することを「正義」と見なす彼らの存在は、一九四一年七月、文部省教学局『臣民の道』が説いた「私生活を以つて国家に関係なく、自己の自由に属する部面である」と見做し、私意を恣にするが如きことは許されない」という態度が、二〇二〇年の今もお払拭されていないことを示している。

戦後日独の根本的な差異は、自分が何から解き放たなければならぬのかという認識の有無にある。日本ではしばしば「戦争への反省」が語られるが、戦争を招来した暴力支配への省察が欠けている。日本における暴

力支配は、天皇制と私有財産制への批判を封じた治安維持法の政治である。一九二八年の緊急勅令は、同法の最高刑を死刑に引き上げた。

ところが、二〇一七年六月二日、衆議院法務委員会が金田勝年法相は、「治安維持法は適法に制定された。同法違反による拘留、拘禁も適法だ」という趣旨の発言をした。これは、歴代内閣と異なり、戦前の人権蹂躪に對するあからさまな無反省を示している。

その背景には、二〇二〇年一月三日、麻生太郎副総理兼財務相が、日本について「二〇〇〇年の長きにわたって、一つの民族、一つの王朝が続いている国はここしかない」と述べ、一月三十一日の閣議決定がこれを容認したことに象徴されるように、事実がどうあれ自分たちの本質は天皇の国として変わることがないのだという本質主義的欲求があると思われる。しかし、時代を超えた普遍の本質を措定する本質主義は、それ自体がフィクションである。しかもそれは、自分たちの生得的な優位性を前提とし、他者を差別・排除し悪魔化するきわめて危険な文化的暴力である。

今般の「主基田抜き穂の儀」への府知事らの参列は、それが明らかに宗教儀式であるにもかかわらず、本質主義的に「天皇」を前に思考停止し、権威主義的・臣民的価値観を助長する反民主主義的行為である。

二〇二〇年九月四日

## 主基田抜き穂の儀・住民監査請求意見陳述書

請求人 C

本件監査請求の対象となる三件の宗教儀式への公金支出の違法性(違憲性)判断の根拠について、京都府民として、歴史研究者として、またカトリックの信者として陳述する。

二〇一九年の天皇代替わり儀式の問題性は、近代天皇制の政治的・社会的性格にかかる的確な理解をふまえて把握されるべきである。

天皇代替わり儀式は、この一〇〇年の歴史においては一九二八年、一九九〇年に次いで三度目のことである。その宗教的性格について、一九二八年の『官報』で次のように説明されている。「大嘗祭において、皇祖より皇祖の霊徳のこもりこもった、斎庭の稲穂たる新穀をお承けになる、皇祖の霊徳をお承けになる、皇祖の霊徳を肉体的にお承けになる、この時に当って神の御生活は必然のこと、拝察される」(星野輝興「大礼本義」『官報』一九二八年一月七日)。とりわけ「皇祖の霊徳を肉体的にお承けになる」という表現に、神道の宗教的性格が如実に顕れている。

戦前において神社神道は明らかに宗教的な教義と儀式を温存しながら、行政上は仏教・キリスト教・教派神道のような一般の宗教とは区別されるべき「国家の祭祀」として特別な保護を与えられた。大日本帝国憲法でも「信教ノ自由」は制限付きながら認められていたにもかかわらず、伊勢神宮を頂点とする神社神道は事実上「国教」として位置づけられていたといえる。学校教育では神社参拝とは「愛国心ト忠誠トヲ現ハスモノニ外ナラス」(一九三二年文部次官通牒)という表現により日本植民地支配下の台

湾人・朝鮮人にも参拝が強要された。参拝に抵抗した教師・生徒は「非国民」として指弾され、学校を追放されたり、投獄されたりした(駒込武『世界史のなかの台湾植民地支配』岩波書店、二〇一五年)。

日本敗戦後、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP)は神道指令を発し、「非宗教的な国家的祭祀として類別されている神道の一部」に行政が特別な保護を与えることを禁じ、「神道と神社に対する公の財源によるあらゆる財政的援助ならびに、あらゆる公的要素の導入を禁止する。加えてこのような行為の即刻停止を命じる」と定めた。戦争中に東京帝国大学教授の地位を追われた無教会主義のキリスト者・矢内原忠雄は戦後に神道指令を解説した文章において、神社は満洲事変以来「最悪の形における国教化」を経験したと告発し、「神社参拝の強要は、日本国内におけるよりも、朝鮮台湾外地において一層甚だしく、また一層深刻なる結果を引き起こした」(…)民族的に異りたる歴史と生活を有する朝鮮人や台湾人に対し、この皇民化政策がいかに信教自由に対する迫害であり、ファッショ的弾圧であったかは明白である」と批判した(矢内原忠雄「近代日本における宗教と民主主義」一九四九年)。日本国憲法における政教分離規定は、このような「最悪の形における国教化」への痛烈な反省が込められているとみるべきである。

戦後改革において、この痛烈な反省を形骸化しようとする動きも同時に進行していた。一九四六年元旦に『官報』号外に掲載された天皇裕仁の「詔書」(いわゆる「天皇人間宣言」)では天皇を「現御神」(現人神)とする観念を否定しながらも、「朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ」として皇室と「日本国民」の間に存在する(と想定される)「紐帯」を自らの正統性の根拠とした。それは歴史的「紐帯」の外側にあるとみなされ

た人びとへの排除や差別と表裏一体のものであった。そのことは、この元且詔書に先立つ衆議院議員選挙法改正において、「次の選挙に於て天皇制の廢絶を叫ぶ者は恐らくは国籍を朝鮮に有し内地に住所を有する候補者ならん」という理由で在日台湾人・朝鮮人の選挙権を剥奪したことにも表れている（水野直樹「在日朝鮮人台湾人参政権「停止」条項の成立―在日朝鮮人参政権問題の歴史的検討（1）」財団法人世界人権問題研究センター『研究紀要』第一号、一九九六年）。

近代天皇制の基本観念とは、歴史学者・安丸良夫の指摘した通り、「万世一系の皇統」天皇現人神と、そこに集約される階級性秩序の絶対性・不変性」であり、「祭政一致という神政的理念」である（安丸良夫『近代天皇像の形成』岩波書店、一九九二年）。この場合の「階級性秩序」とは「血統」を根幹として「貴種」と「賤種」を区別する身分制的秩序であり、「血統」上の日本民族を他民族よりも優位におくべきとするエスノセントリックな秩序であり、男性を女性よりも優先させる家父長制的秩序である。宗教は本来的には超越的原理にしたがって既存の差別的秩序を疑問視し相対化する役割を果たすにもかかわらず、近代天皇制は「最悪の形における国教化」を通じて諸宗教の本来の機能を弱体化させ、既存の権力関係に依存した「階級性秩序」を守ろうとしてきた。このような意味での近代天皇制の根幹に位置するのが、特定の「血統」を正統化し荘厳化する儀式としての大嘗祭である。

日本国憲法下で最初に代替わり儀式の行われた一九九〇年において、本来ならば大嘗祭のあり方と行政的位置づけについて徹底した反省と改革がなされるべきだった。しかし、一九八九年の閣議では宗教的性格ゆえに「国事行為として行うことは困難」としながらも、「大嘗祭は公的性格があり、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当」という見解を打ち出

した（「即位の礼」・大嘗祭の挙行等について」一九八九年二月二日閣議口頭了解）。日本国憲法に定める天皇の国事行為ではないにもかかわらず「公的性格」があるので「公費（宮廷費）」支出もさしつかえないとするのは、戦前において神社神道の宗教的性格を認めながら「非宗教」と位置づけたのと同様、支離滅裂な詭弁である。日本弁護士連合会は、この時に「大嘗祭」は、極めて宗教性の強い儀式であるので、国が関与し宮廷費を支出することは、その目的及び効果から見ても、現行憲法の政教分離の原則に抵触するものと言わざるを得ない」という声明書を発している（日本弁護士連合会「大嘗祭と即位の礼について」一九九〇年一月二四日）。

二〇一九年の大嘗祭に先だって、秋篠宮文仁は「宗教色が強いものを国費で賄うことが適当かどうか」という問題を提起して「天皇家の「私費」にあたる「内廷会計」で賄うべき」との見解を示した（『朝日新聞』二〇一八年一月三〇日付）。秋篠宮の発言は天皇制の存続・延命を前提としている点で陳述者と立場を異にするものの、「私費（内廷会計）」支出を求めている点に限っては日本国憲法との整合性をとるための必要最低限の措置として評価できると考える。一九九〇年の代替わり儀式に際しての日本弁護士連合会の声明や、その後の政教分離訴訟（菱木陳述書参照）が、こうした発言をせざるをえない状況に皇位継承者たる皇族を追い込んだとみるべきである。それにもかかわらず、時の自民党政権（安倍内閣）はこの発言も無視して「公費（宮廷費）」を支出し、京都府もまた本件監査請求の対象とする案件について公費を支出した。

天皇代替わり儀式にかかわる公費支出は公的領域と私的領域の境界線を破壊し、国家の私物化、税金の私物化をもたらすものであり、断じて容認することはできない。

## 主基田抜き穂の儀・住民監査請求意見陳述書

請求人 D

私は本年七六歳になる日本国籍を持つ在日朝鮮人（韓国・朝鮮の総称）二世である。私の両親は朝鮮半島の片田舎（全羅北道金堤郡）で生まれ育った平凡な農民だったが、日本の朝鮮植民地支配（一九一〇年「日韓強制併合」の諸政策（「土地調査事業」「産米増殖計画」等）によって生活が疲弊し、農民であるのに自分で生産したコメが食べられない状況に陥り、一九二五年先ず父が職を求め、続いて一九二七年母が日本の京都に移住し、私たちを生み育ててきた。現在私には三人の子どもと六人の孫がいるが、今日の日本には、未だに我々朝鮮人に対する民族差別が後を絶たない。その根本原因は、戦前の天皇制国家による侵略戦争、朝鮮植民地支配の責任が曖昧にされていることにある。

戦前の大日本帝憲法の下、天皇が国家の統治権、統帥権の責任を持つ天皇制国家が形成され、その精神的基盤を醸成するものとして、国家神道が形成された。戦前の朝鮮植民地支配に於いて、わが民族を天皇の赤子（日本への同化）とすべく行われた「朝鮮語禁止・日本語強制教育」「神社参拝の強要」「創氏改名」により、朝鮮民族に精神的苦痛を与えたばかりでなく、侵略戦争遂行のために、強制徴用・徴兵が行われ、また若い女子に対し「従軍『慰安婦』」政策が行われた。これらによって生じた戦争責任問題は、今日においても「徴用工問題」「従軍『慰安婦』問題」「朝鮮人B・C級戦犯問題」として未解決のままになっている。これらの戦争責任問

題は戦争の最高責任者、旧日本軍の大元帥である昭和天皇・ヒロヒトが負わなければならなかったが、今日まで曖昧なままにされている。

日本のアジア侵略戦争によって、三〇〇万人以上の日本人だけでなく、尊い二〇〇〇万人以上のアジア人の命が奪われた。この反省の上に立つて今日の憲法が策定され、施行されたのである。特に第二十条の政教分離は、戦前の国家神道が果たした侵略戦争遂行のための役割を反省し、戦後は国家神道が解体され、日本人のみならず、朝鮮民族アジア全民衆が精神的呪縛から解放されたのである。

昨年秋の天皇代替わりに伴う「大嘗祭」はじめ「主基田抜き穂の儀」などの諸儀式は明らかに国家神道に基づく宗教行事である。一九九〇年に行われた天皇の代替わりに伴う諸行事に提訴された大阪の「『即位の礼・大嘗祭』違憲訴訟」に於いて、大阪高裁は、憲法の政教分離原則に明白に違反していると指摘している。一九九一年大分地裁での「大分抜き穂の儀違憲訴訟」に於いても、宗教儀式を認定している。しかしこれらの裁判においては、原告人らの「損害の事実が認められない」として、裁判は原告敗訴となった。

一九七七年の「津地鎮祭違憲訴訟」における最高裁判決をはじめ、国家神道にかかわる宗教儀式は明らかに憲法二〇条に違反していることは、明白である。

昨年九月二七日、南丹市で行われた「主基田抜き穂の儀」に京都府知事はじめ農林水産部長ら参列したこと、同年十月一五日、京都府東京事務所長が「主基田」で収穫された新穀献納のため、東京事務所から皇居に出張



したこと、同年十月二八、二九日に行われた大嘗宮の儀式及び饗宴の儀に、京都府知事が参列したこと、同年十一月一四、一五、一六日の三日間、京都府知事が大宴の儀、とりわけ一五日に行われた「悠紀殿供餞の儀」と「主基殿の供餞儀」に参列したこと。これら一連の天皇代替わり行事に知事や、京都府公務員がかかわり、公費を支出したことは明らかに憲法九十九条が定める「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」に違反していることは明白である。

冒頭にも述べたように、私たち朝鮮民族は戦前の天皇帝国家と侵略によって、甚大な被害を被ってきた。少なくとも、戦後の憲法の下では、基本的人権の一つとして、信教の自由が保障されなければならない。特に、戦前、天皇と国家神道が一つとなって、日本人、朝鮮人をはじめアジアの民衆を苦しめ、甚大な被害を与えたことを考えるならば、二度と同じ轍を踏ませてはならない。

京都府民として、知事や公務員が、憲法違反行為を行い、そのことに府民の血税が使われたことは、決して許されないことだ。

二〇二〇年九月六日

## 主基田抜き穂の儀・住民監査請求意見陳述書

請求人 E

わたしは木津川市在住の七三歳です。ジェンダーの視点から日本の女性問題と宗教の問題の研究と活動をしてきました。

戦前の天皇制における靖国神社の中核となった国家神道が祭祀として国民すべてに強制されたのは、周知のことです。その最高の祭祀者は、いまでもなく天皇です。まさに祭政一致でした。それは、日本国内のみならず、植民地とされた台湾、朝鮮にも強制されました。自らの宗教を天皇によって奪われたのです。

戦後、国家神道の解体が行われ、祭政不一致と信教の自由が日本国憲法に謳われましたが、ほんとうに実現しているのでしょうか。

皇室祭祀は今なお行われています。大祭として、元始(げんし)元始祭(さい)祭、昭和天皇祭、春季・秋季皇霊祭・神殿祭、神武天皇祭、神嘗祭(かんなめさい)神嘗祭、新嘗祭(いになめさい)新嘗祭には、国政の責任者や高級官僚らが出席し、天皇とともに慰霊を行っています(島菌進『国家神道と日本人』参照)。こうした事実は、国家神道が解体したとはいいい切れない点であり、憲法に抵触すると考えられます。

このたび、「主基田抜き穂の儀」に対し「住民監査請求書」を提出しました。

- ① 二〇一九年九月二七日、南丹市で行われた「主基田抜き穂の儀」に、京都府知事、京都府農林水産部長が出張、参列したこと。

- ② 同年一〇月一九日、京都府東京事務所長が「新穀献納の儀」に参列したこと。

- ③ 同年一月一四日、一五日に行われた「大嘗宮の儀」に京都府知事が参列し、一六日に大饗の儀、とりわけ「悠紀殿供餞の儀」「主基殿供餞の儀」に参列するために京都から出張したこと。

以上の三点が憲法違反であることは間違いないことです。請求人のひとりとして憲法違反であることを陳述します。

わたしの研究課題である女性差別についても述べたいと思います。『皇室典範』第一章 皇位継承 第一条は、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」という内容です。近代天皇制からの継統であり、現在の天皇制の根幹をなす最大といってもよい女性差別です。憲法第十四条「法の下の平等」には、「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的経済的又は社会的関係において、差別されない」と謳っています。天皇家は「国民」ではないから憲法違反とはならないのでしょうか。しかし、世界の趨勢は女性差別をなくす方向に動いています。

女性が天皇になれないという女性差別は、女性差別撤廃委員会から日本も批准した「女性差別撤廃条約」をもとに指摘されています。「女性差別撤廃条約」第一条における「女子に対する差別」の、「性に基づく性別、排除または制限であつて、政治的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう」に反するか

からです。

二〇一六年三月、女性差別撤廃委員会から、『皇室典範』に対して、最終見解案が日本政府に提出されました。「皇室典範に男系男子の皇族のみ

に皇位継承権が継承される規定が女性差別にあたる」とし、「皇位継承が女系の女子にも可能となるよう皇室典範を改正すべきである」という内容でした。まさに女性排除に対する見解であり、「男系男子の皇族のみの皇位継承権」は女性差別です。

これまでも女性が天皇になれないことは、国会でも問題になりました。一九八五年の参議院予算委員会で、久保田真苗参議院議員（当時）が、「外務省は、天皇が憲法第一条にあるとおり「日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴」であるから、婦人の人権と基本的自由という範疇に入らないと解釈している。しかし、国の象徴であると憲法に定められているものが絶対的に女性を排除していることについて、私は非常に遺憾に思う。外務大臣は、どう思うか」と質問しました。

安倍晋太郎外務大臣（当時）は、「皇位継承資格が男系男子の皇族に限られていることは、本条約第一条に定義される「女子に対する差別」には該当しないと解釈している。ただ、諸外国の王位継承等について、今後その動きに十分注意を払って情報の収集を進めていきたい」と回答しました。同じく安倍外務大臣は、「本条約にいう女子に対する差別とは、性に基づく区別等により女性の基本的自由および人権を侵害することを指すわけで、…皇位につく資格は基本的人権に含まれるものではない」と述べました。

また、久保田議員からの「天皇が国民統合の象徴であれば、国民の二分の一以上を占める女性を排除する理由は何らないと思います。皇室典範は

改正すべきではないか」との質問に対し、小和田恒外務省条約局長（当時）は、「皇室典範は女性の人権および自由を害するものではないから条約の対象としている差別にはあたらない」と回答しています。さらに、宮内庁の山本悟次長（当時）は、「我が国古来の伝統を採用する、の一言に尽きる」と繰り返したといえます。そうした答弁に、久保田議員は、「これまでの天皇には女帝もいた。女性を排除したのは明治以降である」と反論しましたが、政府・宮内庁の考えを翻すことはできませんでした。

二〇一六年三月の女性差別撤廃委員会の「意見案」に対して、日本政府の対応は、菅義偉官房長官が記者会見を行い、「わが国の皇位継承のあり方は女性に対する差別を目的としていない。女性差別撤廃委員会がわが国の皇室典範を取り上げることがまったく適当ではない。（中略）わが国の皇位継承については国家の基本的事項に関わることだ。皇位が男系継承されている歴史の重みを受け止め」としていると説明、のちに安倍晋三首相も同じ考えであることを表明しました。

特に、このたびの天皇代替わりの「令和」の儀式のことも重要とされる「剣璽等承継の儀」（二〇一九年五月一日）に、女性皇族は参列できませんでした。この決定は、式典委員会（安倍首相が委員長）が議論することなく前例を踏襲するかたちをとったのです。このように天皇家内にも女性差別が存在します。

最後に、わたしの天皇制に対する考えを明らかにします。『皇室典範』が変更され、女性が天皇になること可能になっても、また女系が許されても、わたしは、天皇制そのものに問題があると考えるので、天皇制そのも

のに反対する立場です。

その問題とは、天皇制が差別を生み出しているからです。生まれという個人ではどうしようもない理由で特定の人が皇位に就くこと、そのことが差別であり、市民とは上位にある地位に存在する人がいることが問題だと考えるからです。

また、その地位が「世襲制」であるという問題点もあります。「世襲制」は、女性差別や部落差別や人種差別などを生み出す原因となるからです。

上記の理由を踏まえ、今回の「主基田抜き穂の儀」が憲法違反であること、女性差別をはじめ、さまざまな差別につながることを、その儀式に京都府知事や関係者が公費を使って出席したことに対し、憲法に照らした判断を求めます。以上、わたしの陳述といたします。

二〇二〇年九月六日